

【R7.12.24 山梨県こども・子育て会議 報告用】

やまなし社会的養育推進計画の 進捗状況について

山梨県総合県民支援局 こども福祉課

計画の概要

▶ 計画策定の背景

- ・ 初版(令和2年策定)では「家庭養育優先原則」を徹底し、里親・ファミリーホームへの委託を推進。
- ・ 令和4年児童福祉法改正により、家庭支援と子どもの権利擁護を強化する方針が示され、国が計画策定要領を公示。
- ・ 有識者・関係機関との検討を経て、令和7年3月に既存計画を全面的に見直し、新計画を策定(期間:令和7年度～11年度)。

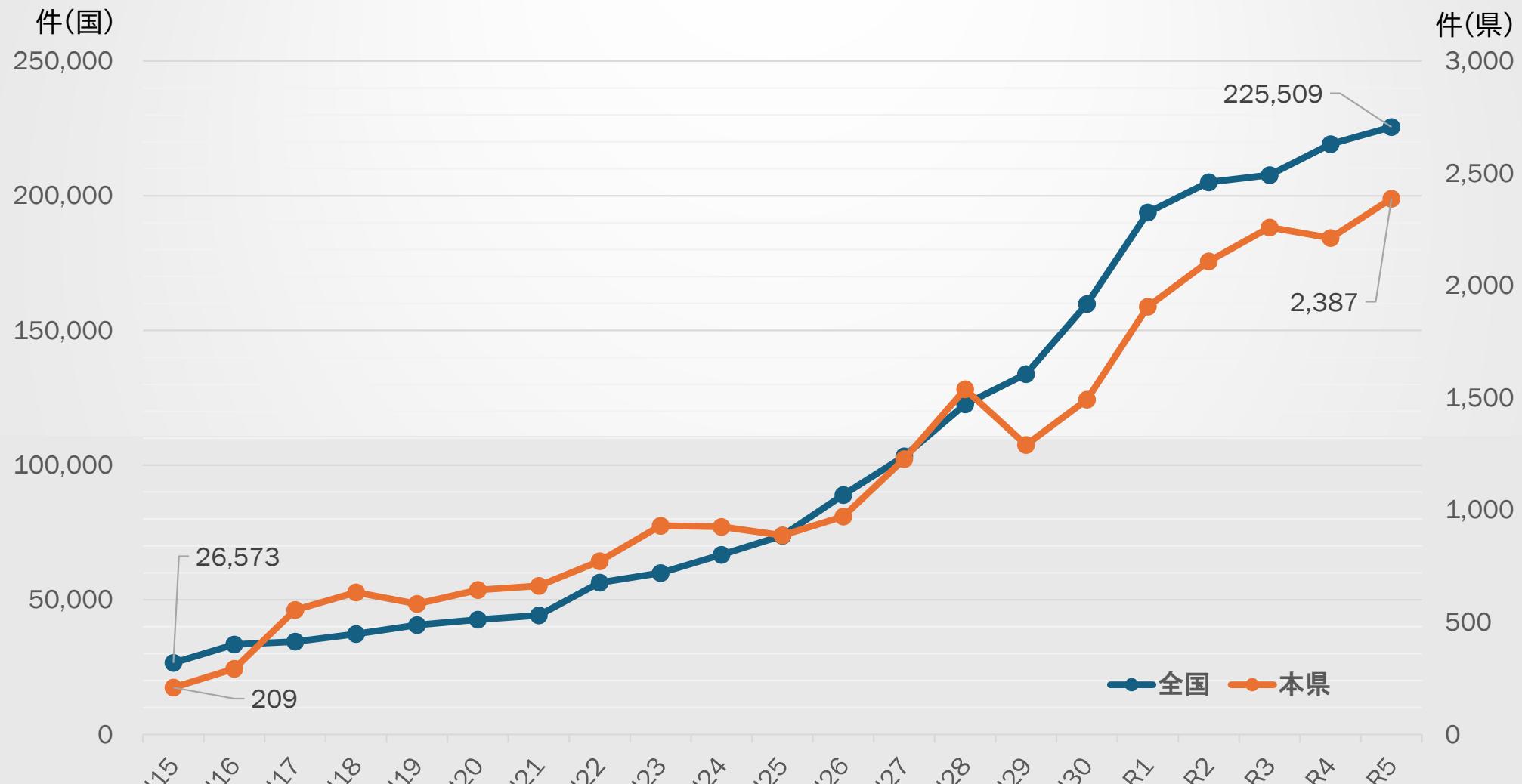
▶ 計画の理念

- ・ 児童福祉法等の理念の浸透:子どもの権利を尊重し、最善の利益を実現。
- ・ 家庭養育優先の支援体制強化:家庭復帰を最優先し、困難な場合は里親・ファミリーホーム等を推進。
- ・ パーマネンシー保障:子どもが安心して暮らせる安定した養育環境を確保。

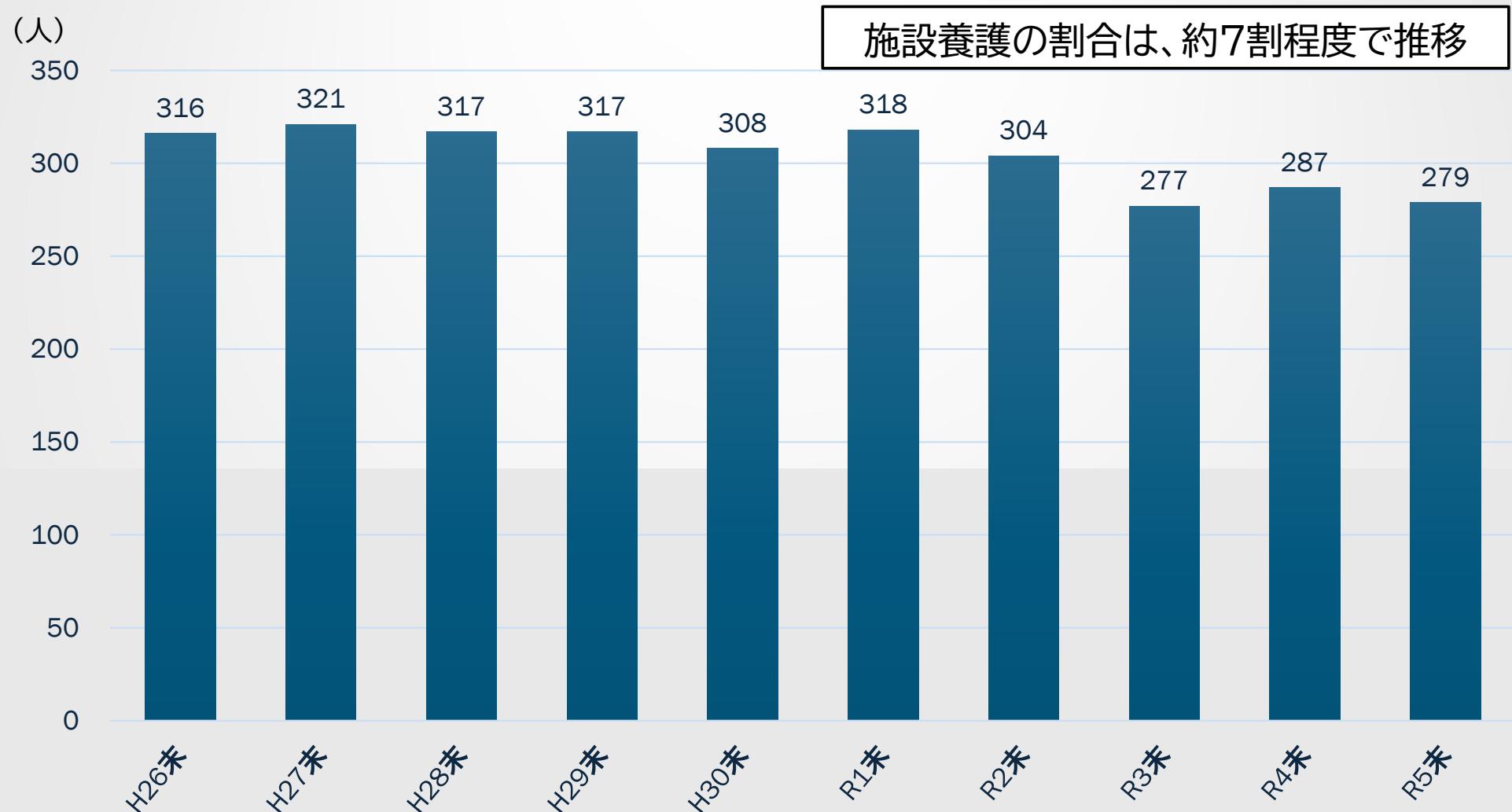
▶ 進捗管理

- ・ 毎年度、指標に基づき事業の進捗を自己点検し、県子ども・子育て会議に報告・公表。
- ・ 評価結果を踏まえ、中間年を目安に必要な見直しを行い、PDCAサイクルを適切に運用。

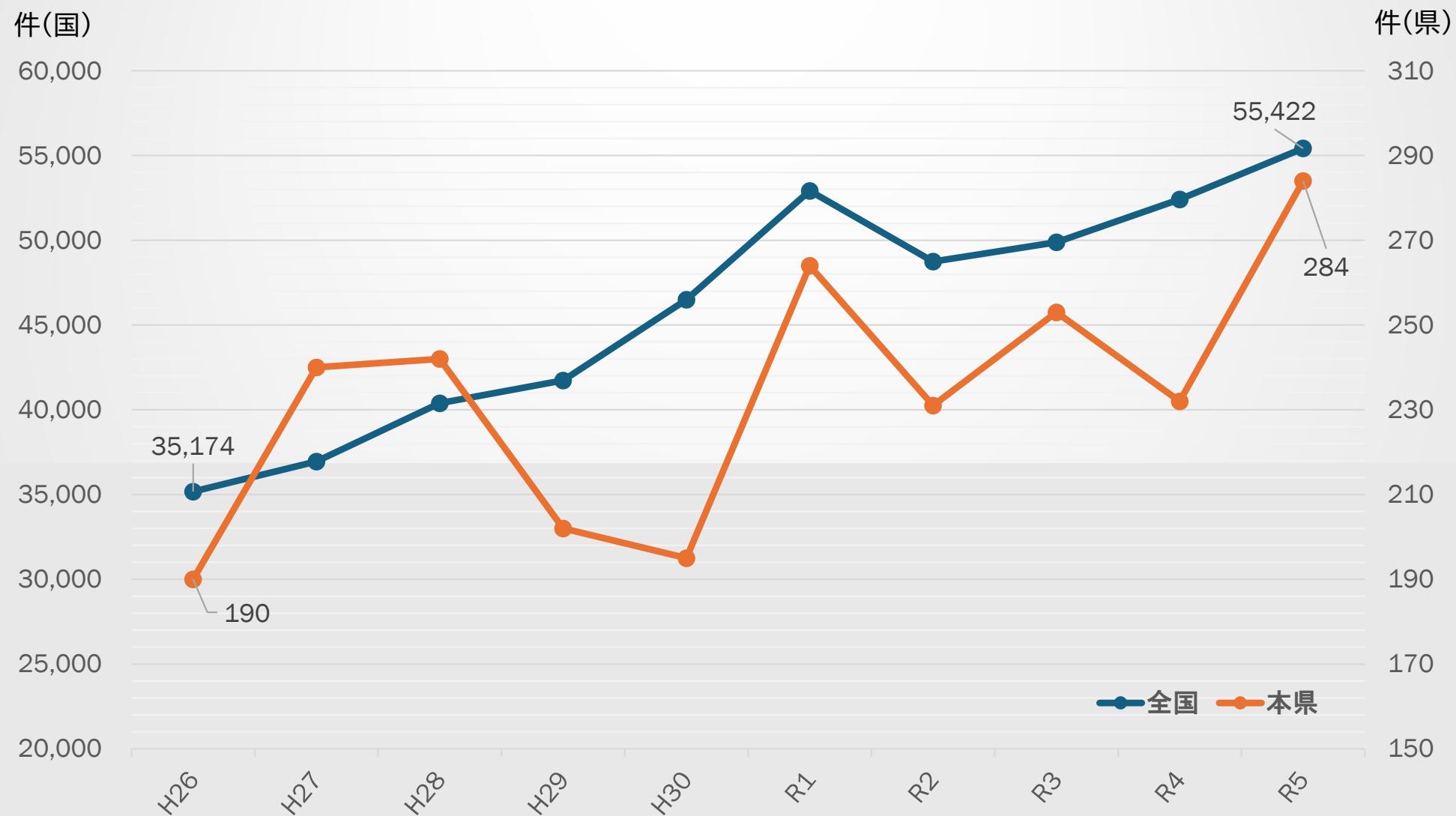
児童虐待相談対応件数_(※1)の推移



本県における措置児童数^(※2)の推移



(※2)家庭での養育が困難などの事情により施設等(児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム、児童自立支援施設、児童心理治療施設)で生活している児童数

一時保護児童数_(※3)の推移

(※3)家庭での生活が難しい、または子どもの安全が確保できない場合など、児童相談所が一時的に保護している児童数(一時保護委託を含む。)

社会的養育における主な課題

▶ 課題① 子育て家庭の孤立化等

- ・ 核家族化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、子育てを支える人が減少し、育児不安や孤立が進行するなど、支援を受けられないまま、問題が深刻化しており、妊娠期からの包括的な支援体制の整備が急務。

▶ 課題② 家庭的養育の不足

- ・ 社会的養護を必要とする子どもの約7割が施設で生活しており、里親等の活用が十分に進んでいない状況であり、子どもの健全な成長に不可欠な家庭的な環境を提供するため、担い手の確保と養育体制の充実が必要。

▶ 課題③ 支援機関の体制強化と子どもの権利擁護の推進

- ・ 児童虐待の複雑化・深刻化、相談対応件数の増加に対応するため、児童相談所や児童福祉施設の人員体制の強化や専門性の確保に加え、子どもの意見を尊重する権利擁護の浸透が必要。

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組 [計画P12～P13、P24、P29]

社会的養育を推進するための主な取組

・児童相談所における意見聴取等措置（※4）のスキル向上

（※4）子どもの最善の利益を確保するため、里親等委託、施設入所措置等の際、児童相談所が子どもに対し、十分な説明を行うとともに、子どもから意見を聴取し、その意向を十分に反映

・意見表明等支援事業（※5）の実施拡大

（※5）県立の児童福祉施設等に意見表明等支援員を派遣し、子どもとの関係を構築しながら、意見形成と意見表明を支援する事業

・「子ども支援委員会」による権利侵害の救済

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|---|------|----|-----|------|-----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| 社会的養護に関する関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利擁護等に関する研修等の実施回数、受講者等数 | 回数 | 1 | 1 | 0 | 1 | × | ○ |
| | 受講者数 | 61 | 65 | 0 | 65 | | |
| 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合 | 人数 | — | 24 | 31 | 309 | ○ | ○ |
| | 割合 | — | 8.2 | 10.1 | 100 | | |

総合的な評価

令和6年度から県立施設への意見表明等支援員の派遣を開始し、子どもが意見表明する機会を確保した一方で、児童福祉施設職員等を対象とした研修が未実施であったため、翌年度の開催に向けた準備を進める。

今後の取組の方向性

子どもの権利擁護に関する研修を確実に実施し、意見表明等支援員の派遣先を拡充することで取り組みを着実に推進。

(2) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 [計画P13～P15、P24、P29]

社会的養育を推進するための主な取組

・子ども家庭センター（※6）の設置促進

（※6）市町村に設置が努力義務化された子育て支援の中核拠点であり、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、相談支援を行う機関

・家庭支援事業（※7）の実施に向けた支援

（※7）子育て家庭の孤立防止や虐待の未然防止を図るため、市町村が実施主体となり、家庭訪問や一時預かりなどを行う事業

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|----------|------------------------------------|------|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| | こども家庭センターの設置数 | — | 11 | 11 | 27 | ○ | |
| | こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 | 1 | 1 | 2 | 1 | ○ |
| | | 受講者数 | 49 | 50 | 69 | 50 | |

総合的な評価

市町村職員向けの研修を実施し、こども家庭センターの設置や家庭支援事業の理解促進に努めているが、町村を中心にこども家庭センターの未設置自治体が多いことから、未設置自治体への理解促進を図るために継続的な支援が必要（R7.5.1現在、16市町村設置済）。

今後の取組の方向性

全市町村へのこども家庭センター設置に加え、家庭支援事業の幅広い導入を推進するため、市町村に対し、先進事例の提供や研修会の実施などを通じて、取り組みの理解促進を行う。

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 [計画P15、P24～P25、P29]

| 社会的養育を推進するための主な取組 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等生活援助事業（※8）の実施に向けた検討 (※8) 児童虐待や育児放棄の予防等を図るため、出産や育児に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子に対し、相談支援や生活援助等を実施 ・市町村や妊産婦等生活援助事業者が把握した特定妊婦等の支援に関する研修会等の実施 | | | | | |

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|----------|----------------------------------|------|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| | 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 | — | 0 | 0 | 2 | → | |
| | 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 | 0 | 1 | 0 | 1 | × |
| | | 受講者数 | 0 | 50 | 0 | 50 | |

| | |
|-----------|--|
| 総合的な評価 | 困難を抱える妊産婦等に関する情報収集及び支援のニーズ把握等を行い、妊産婦等生活援助事業所の開設検討を進めた一方で、特定妊婦等支援に関する研修が未実施であったため、翌年度の開催に向けた準備を進める。 |
| 今後の取組の方向性 | 妊娠初期から出産後まで、生活援助や相談、医療・就労支援の同行など、必要な支援を切れ目なく受けられる支援体制の整備を推進。 |

(4) 一時保護改革に向けた取組 [計画P15~16、P25、P29~P30]

社会的養育を推進するための主な取組

- できる限り家庭的な環境下で、一人一人の状況に応じた保護の実施
- 一時保護委託が可能な里親や一時保護専用施設の確保
- 一時保護時の教育機会を確保するための通学支援

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|---|------|----|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数 | 里親数 | 7 | 7 | 5 | 10 | × | |
| | F/H数 | 0 | 0 | 0 | 0 | → | |
| | 児福施設 | 0 | 0 | 0 | 2 | → | |
| 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 | 0 | 1 | 1 | 1 | ○ | |
| | 受講者数 | 0 | 2 | 1 | 2 | × | |

| | |
|-----------|---|
| 総合的な評価 | 一時保護施設職員に対する研修を実施し、職員の資質向上を図った一方で、一時保護が可能な里親の確保は予定どおり進まなかったため、里親支援センターと緊密な連携を図り、一時保護委託が可能な里親の確保に努める必要。 |
| 今後の取組の方向性 | 一時保護児童が増加する中、一時保護所では慢性的に入所率が高い状況が続いていることから、一時保護の委託が可能な里親等の確保を強化するとともに、児童養護施設の一部を一時保護専用施設に転換する必要性について検討を進める。 |

(5) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

〔計画P16～18、P25～P26、P30〕

社会的養育を推進するための主な取組

- ・児童相談所専任チームのパーマネンシープランによるケースマネジメントの徹底
- ・家族再統合プラン等に基づく家庭再統合に向けた取組の実施
- ・民間あっせん事業者を利用した特別養子縁組について手数料負担の軽減

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|----------|-------------------------|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | |
| | 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 | 2 | 4 | 4 | 4 | ○ |
| | 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 | 0 | 2 | 4 | 3 | ○ |

| | |
|-----------|--|
| 総合的な評価 | 養親希望者に対する相談支援や関係機関との連携強化により、児童相談所及び民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数が増加しており、引き続き、成立件数の増加に向けて、相談体制の充実や制度の周知広報を強化。 |
| 今後の取組の方向性 | 令和7年度に予算化した特別養子縁組家庭に対する民間あっせん機関の手数料助成制度を活用し、特別養子縁組の成立件数の更なる増加を目指す。 |

(6) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 [計画P15~16、P25、P29~P30]

社会的養育を推進するための主な取組

- ・ショートステイ事業協力里親など里親の生活に応じた受入機会の確保
- ・社会全般の里親に関する理解の浸透
- ・研修実施による里親の専門性向上

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|--|---|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| 里親等委託率（※9） (※9)里親・ファミリーホーム委託児童数 / (乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数) (%) | 3歳未満 | 54.5% | 75.0% | 43.7% | 75.0% | × | |
| | 3歳以上未就学児 | 59.2% | 61.8% | 67.6% | 75.0% | ○ | |
| | 学童期以降 | 31.7% | 34.8% | 34.6% | 50.0% | × | |
| 里親登録数 | 養育里親 | 201 | 214 | 218 | 294 | ○ | |
| | 専門里親 | 3 | 3 | 2 | 4 | × | |
| | 養子縁組里親 | 13 | 14 | 18 | 19 | ○ | |
| 総合的な評価 | 里親登録数 (R5: 217 → R6: 238) や里親委託率 (R5: 38.5% → R6: 39.7%) は全体的に増加しているものの、家庭養育を更に推進するためには、里親の開拓や養育経験を積む機会の拡充等が必要。 | | | | | | |
| 今後の取組の方向性 | 未委託里親の養育力向上を図るため、里親支援センターと連携を図りながら、里親の専門性向上を図るための研修を実施するとともに、里親の養育経験を積む機会を確保するため、里親の生活に応じた受入機会の確保を推進。 | | | | | | |

(7) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

〔計画P19～20、P26、P31〕

社会的養育を推進するための主な取組

- ・小規模かつ地域分散化、高機能化等に向けた支援の強化
- ・入所児童の家庭統合に向けた親や家族支援の充実
- ・児童指導員等の専門性向上と業務負担軽減

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|---|------|----|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | | |
| 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 | 施設数 | 13 | 13 | 13 | 14 | → | |
| | 児童数 | 78 | 78 | 78 | 84 | | |
| 児童家庭支援センター（※10）の設置数 <small>（※10）児童に関する家庭などからの相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童又は保護者への指導や児童相談所等との連絡調整を行う施設</small> | | 2 | 2 | 2 | 3 | → | |

| | |
|-----------|---|
| 総合的な評価 | 関係機関と連携し、施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、先進事例の提供等を通じて、施設の理解促進を図った。 |
| 今後の取組の方向性 | 施設に対する小規模化などに関する理解促進を進めるとともに、増加する家庭相談に対応するため、児童家庭支援センターの設置検討を進める。 |

(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 [計画P20~21、P27、P31]

| 社会的養育を推進するための主な取組 | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立生活援助事業の活用による支援体制の強化 ・社会的養護経験者に対する一時避難的かつ短期間な居場所の提供 | | | | | |

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|----------|--|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | |
| | 児童自立生活援助事業（※11）の実施箇所数 (※11) 義務教育を修了した20歳未満の措置解除者又は20歳以上で援助の必要があると都道府県知事が認める措置解除者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を実施 | 1 | 2 | 2 | 2 | ○ |
| | 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 | — | 1 | 1 | 1 | ○ |

| | |
|-----------|--|
| 総合的な評価 | 令和6年度に新たな児童自立生活援助事業所の開設とともに、社会的養護自立支援拠点事業の実施により、施設退所者への包括的な自立支援を推進するなど、退所後の生活課題に対応する体制を整備。 |
| 今後の取組の方向性 | 施設退所者への自立支援を更に強化するため、帰住先のない児童が一時的に安心して過ごせる居場所の確保するなど、社会的養護自立支援拠点事業の充実を図る。 |

(9) 児童相談所の強化等に向けた取組 [計画P21、P27、P31～P32]

社会的養育を推進するための主な取組

- ・児童相談所と市町村、警察等の関係者間の連携強化
- ・児童福祉司、児童心理司や弁護士等の適正配置
- ・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 定量的な整備目標 | 主な指標 | R5 | R6 | | R11 | 進捗状況 |
|----------------------|-------|----|----|----|-----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 目標 | |
| 児童福祉司、児童心理司の配置数 | 児童福祉司 | 40 | 49 | 46 | 59 | × |
| | 児童心理司 | 19 | 22 | 20 | 30 | |
| こども家庭ソーシャルワーカー新規取得者数 | | — | 0 | 0 | 2 | → |

| | |
|-----------|--|
| 総合的な評価 | 児童福祉司及び児童心理司の配置数は前年度よりも増加したものの、採用不調等に伴う欠員により見込を下回った状況。 |
| 今後の取組の方向性 | 児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員を進めるとともに、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得の促進や山梨県立大学大学院への職員派遣等を通じて、専門職員の資質向上を推進。 |

やまなし社会的養育推進計画の改定

背景

- 令和2年3月に「やまなし家庭的養護推進プラン」の全面見直しを行い、「やまなし社会的養育推進計画」を策定（期間R2～R11年度）
- その後、令和4年2月に国において社会的養育専門委員会報告書が取りまとめられ、同年6月に児童福祉法が改正
- こうした動向を踏まえるとともに、現行計画における課題への対応を行うため、既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定

R7.3月 子ども福祉課

計画概要

- 計画期間：令和7年度から令和11年度まで(5年間)
- 位置付け：山梨県こども計画（仮称）の部門計画として策定



社会的養育を推進するための基本事項

(*)永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を子どもに保障すること

児童福祉法等の理念の浸透

家庭養育を優先する支援体制の強化

パーマネンシーの保障(*)

社会的養育を推進するための取組

注：計画策定に伴う新たな取組・・青
本県独自の取組…赤

①当事者である子どもの権利擁護の取組

- 児童相談所における意見聴取等措置のスキル向上
- 意見表明等支援事業の実施拡大
- (独)「子ども支援委員会」による権利侵害の救済

代表的な指標 意見表明支援事業を活用可能な子どもの割合
R5：実績なし ⇒ R11：100%

②市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- ショートステイ事業や子育て世帯訪問支援等の家庭支援事業の実施に向けた支援
- こども家庭センターの設置促進と人材養成
- 児童家庭支援センターの機能強化と設置促進

代表的な指標 こども家庭センター設置市町村数
R5：実績なし ⇒ R11：27市町村

③支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討
- 助産制度の周知や予期しない妊娠を予防するための教育の強化

代表的な指標 妊産婦等生活援助事業所数
R5：実績なし ⇒ R11：2か所

④一時保護改革に向けた取組

- できる限り家庭的な環境下で、一人一人の状況に応じた保護の実施
- 一時保護委託が可能な里親や一時保護専用施設の確保
- (新)一時保護時の教育機会を確保するための通学支援

代表的な指標 一時保護専用施設（ユニット）数
R5：実績なし ⇒ R11：2か所

⑤代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- (独)児童相談所専任チームのパーマネンシープランによるケースマネジメントの徹底
- 家族再統合プラン等に基づく家庭再統合に向けた取組の実施
- (新)民間あっせん事業者を利用した特別養子縁組について手数料負担の軽減

代表的な指標 特別養子縁組の成立件数
R5：2件 ⇒ R11：7件

⑥里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

・(新)ショートステイ事業協力里親など里親の生活に応じた受入機会の確保

- 社会全般の里親に関する理解の浸透
- 研修実施による里親の専門性向上
- ファミリーホームの設置の促進

代表的な指標 里親等委託率
3歳未満 R5：54.5% ⇒ R11：75.0%
3歳以上未就学 R5：59.2% ⇒ R11：75.0%
学童期以降 R5：31.7% ⇒ R11：50.0%

⑦施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等に向けた取組

- 小規模かつ地域分散化、高機能化等に向けた支援の強化
- 入所児童の家庭統合に向けた親や家族支援の充実
- 児童指導員等の専門性向上と業務負担軽減

代表的な指標 児童家庭支援センター設置数
R5：2か所 ⇒ R11：3か所

⑧社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 児童自立生活援助事業の活用による支援体制の強化
- (新)社会的養護経験者に対する一時避難的かつ短期間な居場所の提供

代表的な指標 児童自立生活援助事業所数
R5：1か所 ⇒ R11：2か所

⑨児童相談所の強化等に向けた取組

- 児童相談所と市町村、警察等の関係者間の連携強化
- 児童福祉司、児童心理司や弁護士等の適正配置
- (新)こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

代表的な指標 こども家庭ソーシャルワーカー新規取得者
R5：実績なし ⇒ R11：2名/年

⑩障害児入所施設等における支援

- 障害児入所施設における良好な家庭的環境の確保
- 社会的養護の子どもに対する障害児通所支援サービスの活用

⑪(独)子ども家庭福祉に係る専門職の育成

- 山梨県立大学 子ども家庭福祉大学院をはじめとした県内教育機関等との連携による人材育成

[参考] 「定量的な整備目標」の進捗状況 ①

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 指 標 | R5 | R6 | | | R11 |
|---|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | |
| (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等） | | | | | |
| 社会的養護に携わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利擁護等に関する研修等の実施回数、受講者等数 | 回数 受講者数 | 1 61 | 1 65 | 0 0 | × 65 |
| 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合 | 人数 割合 | — — | 24 8.2 | 31 10.1 | ○ ○ |
| | | | | | 309 100 |
| (2) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 | | | | | |
| ア 各市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組 | | | | | |
| こども家庭センターの設置数 | | — | 11 | 11 | ○ |
| こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 受講者数 | 1 49 | 1 50 | 2 69 | ○ ○ |
| イ 各市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組 | | | | | |
| 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策（量の見込み） | 延べ人数 | 策定中 | 策定中 | 134,086 | — |
| 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数 | 里親数 F/H数 児家セン数 | 0 0 2 | 0 0 2 | 0 0 2 | → → → |
| ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組 | | | | | |
| 児童家庭支援センターの設置数 | | 2 | 2 | 2 | → |
| 児童相談所からの在宅指導措置委託件数 | | 12 | 19 | 20 | ○ |
| 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数 | | 2 | 2 | 2 | → |
| (3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 | | | | | |
| 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 | | — | 0 | 0 | → |
| 助産施設の設置数 | | 4 | 4 | 4 | → |
| 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 受講者数 | 0 0 | 1 50 | 0 0 | × × |
| (4) 一時保護改革に向けた取組 | | | | | |
| 一時保護施設の定員数 | | 28 | 28 | 28 | → |
| 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 | 里親数 F/H数 児福施設 | 7 0 0 | 7 0 0 | 5 0 0 | × → → |
| 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 受講者数 | 0 0 | 1 2 | 1 1 | ○ × |
| 第三者評価を実施している一時保護施設数 | | 2 | 2 | 2 | → |
| | | | | | 4 |

[参考] 「定量的な整備目標」の進捗状況 ②

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 指 標 | R5 | R6 | | R11 | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | 進捗状況 | |
| (5) 代替養育を必要とすこどものパーマネンシー保障に向けた取組 | | | | | | |
| ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組 | | | | | | |
| イ 親子関係再構築に向けた取組 | | | | | | |
| 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 | 73 | 80 | 73 | × | 80 | |
| 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 | 回数 0 | 0 | 0 | → | 1 | |
| | 受講者数 0 | 0 | 0 | → | 2 | |
| ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 | | | | | | |
| 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 | 2 | 4 | 4 | ○ | 4 | |
| 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 | 0 | 2 | 4 | ○ | 3 | |
| 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 | 0 | 0 | 0 | → | 2 | |
| (6) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 | | | | | | |
| ① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等 | | | | | | |
| 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率 | 3未委託率 3上委託率 学童委託率 里親登録率 里親稼働率 | 54.5 59.2 31.7 104.9 36.7 | 75.0 61.8 34.8 102.6 43.4 | 43.7 67.6 34.6 97.3 40.7 | × ○ × × × | 75.0 75.0 50.0 131.5 44.3 |
| 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数 | 養育里親 専門里親 縁組里親 | 201 3 13 | 214 3 14 | 218 2 18 | ○ × ○ | 294 4 25 |
| ファミリーホーム数 | | 5 | 5 | 5 | → | 6 |
| 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数 | | 3 | 3 | 3 | → | 3 |
| ② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組 | | | | | | |
| 里親支援センターの設置数 | — | 2 | 2 | ○ | 2 | |
| 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数 | 回数 受講者数 | 9 167 | 10 178 | 7 96 | × | 10 244 |

〔参考〕「定量的な整備目標」の進捗状況 ③

3段階評価：目標達成「○」、現状維持「→」、目標未達成「×」

| 指 標 | R5 | R6 | | | R11 |
|---|------|----|----|----|------|
| | | 実績 | 見込 | 実績 | |
| (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 | | | | | |
| 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 | 施設数 | 13 | 13 | 13 | → 14 |
| | 児童数 | 78 | 78 | 78 | → 84 |
| 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法職員、自立支援職員等）の加配施設数、加配職員数 | 家庭 | 9 | 9 | 9 | → 9 |
| | 心理 | 9 | 9 | 9 | → 9 |
| | 自立 | 3 | 3 | 3 | → 4 |
| 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数 | | 2 | 2 | 2 | → 5 |
| 一時保護専用施設の整備施設数 | | 0 | 0 | 0 | → 2 |
| 児童家庭支援センターの設置施設数 | | 2 | 2 | 2 | → 3 |
| 里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数 | 里セン | — | 2 | 2 | ○ 2 |
| | フォスタ | 2 | 0 | 0 | → 0 |
| 妊産婦等生活援助事業の実施施設数 | | — | 0 | 0 | → 2 |
| 市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと） | | 11 | 11 | 11 | → 11 |
| (8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 | | | | | |
| ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握 | | | | | |
| ② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組 | | | | | |
| 児童自立生活援助事業の実施箇所数 | | 1 | 2 | 2 | ○ 2 |
| 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 | | — | 1 | 1 | ○ 1 |
| (9) 児童相談所の強化等に向けた取組 | | | | | |
| ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 | | | | | |
| ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組 | | | | | |
| ・第三者評価を実施している児童相談所数 | | 0 | 0 | 0 | → 2 |
| ・児童福祉司、児童心理司の配置数 | 福祉司 | 40 | 49 | 46 | × 59 |
| | 心理司 | 19 | 22 | 20 | × 30 |
| ・市町村支援児童福祉司の配置数 | | 0 | 0 | 0 | → 2 |
| ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数 | | 7 | 7 | 6 | × 10 |
| ・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | | 9 | 9 | 10 | ○ 9 |
| ・保健師の配置数 | | 2 | 2 | 2 | → 2 |
| ・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | | 0 | 0 | 0 | → 0 |
| ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児相）職員における研修の受講者数 | | 0 | 0 | 0 | → 2 |
| ・専門職採用者数 | | 15 | 16 | 15 | × 16 |